

第1章 理念・目的

<特 色>

建学の精神である「権利自由」「独立自治」は、本学の理念・目的として確立し、その後の本学発展の礎として今日まで連綿として受け継がれている。その建学の精神に則り、各学部・学科および各研究科・専攻についても「人材養成その他の教育研究上の目的」として理念・目的が学則に明文化されている。これらの理念・目的は、大学ウェブサイトを通じて周知されている他、学部シラバス、学部便覧の冒頭に掲載されている。また、大学ガイド・学部ガイドや広報紙・誌のほか、オープンキャンパス、ホームカミングカミングデーなどを通じて広く社会に周知されている。

この理念・目的を実現するため全学の歩むべき目的となるビジョンとして、2010年度に「明治大学グランドデザイン 2020ービジョンと重点施策ー」と法人による「学校法人明治大学長期ビジョン」を策定しその中で建学の精神に基づく本学の使命を示している。

学長が毎年度策定する「年度計画書（学長方針）」は、重要課題についての方針がまとめられ、各学部・研究科・各種委員会は学長方針に基づき、「教育・研究に関する長期・中期計画書（年度計画書）」を策定し、予算が作成されている。

<課 題>

建学理念は明確であるが、教育目標がわかりやすく明示されているとは言えない。アドミッションポリシー（AP）に「教育方針と教育目標」という項目があり、わかりにくさの一因になっている。それらの項目をすっきりとした形で整える必要がある。

理念・目的の検証はすべての学部・研究科で毎年度、年度計画書の作成時に検証しているが、年度計画書は社会に公開されるものではなく、また、限られた期間に慌ただしく作成しているために、学則をはじめとする多くの媒体で公表されている理念・目的との整合性をチェックしきれているとは言い難い。

「明治大学グランドデザイン 2020ービジョンと重点施策ー」と「学校法人明治大学長期ビジョン」は、その位置づけや検証方法については十分に明確になっているとは言えない。

<コメント>

毎年度行っている各学部・研究科、各種委員会の自己点検において、年度計画書もしっかりと点検するなど、体系的に検証を行う方策を考える必要がある。年度計画書のみならず、自己点検も予算策定に利用するなど、現在ほとんど個別に行われている作業を、大きな一連の仕組みとして構築しなければ、本来の意味でのPDCAサイクルの達成は難しいであろう。

理念・目的は多くの媒体で引き続き公開するとともに、それらが有効であるかどうかをアンケートなどによって検証する必要がある。「明治大学グランドデザイン 2020ービジョンと重点施策ー」については、将来構想委員会などにより検証の仕組みを構築し、すでに古くなった記述を改めるなど効果的に周知すべきである。

第1章 理念・目的

<特 色>

本学は「独立自治・権利自由」の建学の精神に基づき、「明治大学グランドデザイン 2020

「ビジョンと重点施策」において「教育のビジョン」を掲げ、このビジョンを達成するため、大学、大学院、法科大学院、専門職大学院別に目的を学則に定め、各学部・学科および各研究科・専攻についても建学の精神に則り、「人材養成その他の教育研究上の目的」として学則に明文化している。また「世界へ - 『個』を強め、世界をつなぎ、未来へ -」等の教育目標を掲げ、毎年「学長方針」として教育・研究・社会貢献等に関する具体的方針を『学長室だより』などで周知している。建学の精神を体得するための取り組みとして、正課外教育として「M-Navi プログラム」を実施し、正課科目としても学部間共通総合講座に「日本近代史と明治大学」を開講している。明治大学博物館には、大学史資料センターによって本学の歴史を語る常設展示室が設けられている。「学長方針」は、毎年度、学長スタッフによって検証され自己点検・評価のプロセスにおいて評価委員会の評価を取り込んだ形で次年度の方針に反映されている。

<課題>

「独立自治・権利自由」の建学の精神は、明確であり様々な取り組みによって広く共有されているが、本学での理念、目的、教育目標等の定義と位置付けは十分に共有されておらず、特に「明治大学グランドデザイン」については、その位置づけや検証方法については十分に明確になっているとは言えない。また毎年の「学長方針」は、学長スタッフなどにより詳細に検討され、学内構成員には十分に周知され、本学の改革ための方針として位置付けられているが、HPなどで明示されておらず、いわゆる3ポリシー以外の方針としても位置付けられるにもかかわらず、外部からみてわかりやすく明示されているとは言えない。また『改善アクションプラン（3カ年計画）』を策定するなど多くの工夫は見られるが、「学長方針」を軸とした年度計画書は自己点検・評価のプロセスと効果的に連動しているとは言えない。

<コメント>

大学としても、学部・研究科としても、多くの改革が行なわれているが、全体として、理念、目的、方針に基づいて自覚的に活動やその検証が十分に行われているとは言いがたい。建学の理念や教育目標や方針については、教職員、学生等にどの程度周知されているかについてはアンケートなどにより検証するべきである。「明治大学グランドデザイン」については、将来構想委員会などにより検証の仕組みを構築し、効果的に周知すべきである。「学長方針」については、HPなどで公開し、具体的な成果が出ているかについて、自己点検・評価のシステムを生かしながら検証の仕組みを構築し、学部・研究科、各種委員会などの理念・目的の適切性についても、定期的に検証する仕組みを定着させるべきである。『改善アクションプラン』については、具体的な改革の成果を示せるための手段としてさらに活用し、理念、目的や方針の検証にも役立てるようにすべきである。

第2章 教育研究組織

<特色>

本学の教育研究組織は、「明治大学グランドデザイン2020」における「2020年のビジョン」に基づいて組織・編成されている。その教育研究組織としての特色は、社会・人文・

全学委員によるコメント（自己点検・評価結果へのコメント）

自然科学にわたる学問領域を備えた総合大学であるとともに、学部・大学院を基礎にして組織全体が非常に広範囲及んでいることである。2012年度では、9学部26学科、14研究科33専攻が設置されている。総合大学の利点を活かして共通教育組織が設置され、教養・外国語・情報メディア等の科目が全学部共通教育として提供されている。加えて、教職課程を中心とする資格課程があり、全学共通の正課外教育では国家資格指導センターが設置され、司法試験をはじめとする各種の資格試験受験を支援し効果を上げている。研究組織では、全学組織である研究・知財戦略機構の下に学部横断的に設置する制度が整備されており、特色ある付属研究所を設置している学部もある。また、教育研究にまたがる組織としては、国際連携機構や社会連携機構、図書館、農場など11機関が設置され研究を全学的に支援している。

教育研究組織とその理念・目的等との関連については、全学、各学部・研究科それぞれのレベルにおいて自己点検・評価委員会が設置されており、毎年度、時期を定め、恒常的にそれぞれの理念・目的を整合させるべく、教育・研究の点検・評価が実施され、報告書が作成されている。一方、総合大学の組織の利点を活かして、教育研究や大学の国際化、社会連携の新たな取組みを推進すべく、全学的に研究・知財と国際連携の基盤となる組織改革を進め、その改革は着実に成果を上げている。また、学部・大学院研究科が横断的に各種GP（文科省「教育改革支援事業」）を支援し、私立大学研究高度化推進プログラムにすでに多くのプログラムが採択されていることも大きな特色である。

<課題>

本学では、各学部が多様なニーズに応えるよう教育改革に努めているが、入学定員800名以上、収容定員3,000名以上の大規模な学部が多く、これを抜本的に改革する必要がある。各学部・研究科は、大学設置基準等を上回る専任教員を配置してはいるが、専任教員数の2倍に相当する兼任講師が4割近い授業科目を担当しているのが現状である。また、本学の教育理念である「個」を強くする教育実践にあたっては、少人数教育の展開が必要となるが、教員個人の負担も増大している。この点で、専任教員の授業担当科目の比率を高める上で、「助教」制度等を充実させ、各学部の特色を教育に反映することが課題である。

本学の教育研究上の組織は教授会と全学的な調整のための学部長会や各種委員会などから構成されている。こうした組織にあつては、学部など各機関の独自性や自立性が尊重される反面、時代と社会のニーズに対応した改善・企画が進めにくい側面も持っている。新分野の学科増設や改組転換の改革については全学的合意に基づいて調整されるため、往々にして対応が遅れがちになる。これを改善するという大きな課題がある。

<コメント>

スチューデントレシオは一部で改善されたが、全学的な見直しについては継続して検討が行われる必要がある。また具体的に教員総数や科目数の適正規模の全学的な推進等については鋭意議論を継続することが必要である。現在、大学を取り巻く環境の変化は著しく、特に18歳人口の減少を踏まえると、学部の適正規模が問題となる。スチューデントレシオを踏まえた学部規模・教員組織や学科制・コース制のあり方、及び新たな学部・大学院研究科の設置について常に検討し、新しい時代に適合した教育研究組織にしていくことが

重要である。長中期的には、社会の要請に応え、幅広い施策を展開するため、時代のニーズにあった新たな学部や教育方法の開拓が必要である。学長の下での将来構想委員会や自己点検・評価全学委員会がリーダーシップを発揮しながら、全学と学部・大学院研究科の両面から常に行っていく必要がある。

大学院に関しては、国際化が進められているが、この間の新設の研究科を含めて、海外の大学院と連携した教育組織の推進に関して、引き続き検討をする必要がある。一方、全学的な教育研究組織の課題では、学長方針の戦略的・機動的な実施体制を構築していくために、連合教授会のあり方や法人・理事会との調整期間のあり方について検討する必要がある。本学の研究組織については、研究・知財戦略機構として組織され、学長の下で戦略的研究活動が展開されているが、各研究所の役割と機能を改めて見直すとともに、知的資産センターとの有機的な連携などを検討していく必要がある。

第3章 教員・教員組織

<特 色>

教員の任用について、前年度の教員組織を検証し、求める教員像及び各教員制度の各用等を「教員任用計画の基本方針」で明確化し、これに基づき、各学部等が任用手続きを行っており、全学の統一的な基準として、「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」を定め、これに基づいて教員の任用及び昇格が行われている。教員の昇格においては、研究上の業績に加え、教育上の実績及び職務上の実績についても評価することにより、教員の教育研究活動の活性化を図っている。

また、実務家教員任用を制度化することにより、社会からの教員の受入れが増加し、特任教員や客員教員の採用により、多様な科目の設置が行われており、特に、大学院全体あるいは研究科独自で特任教員等の採用が可能になったため、大学院レベルにおける多様な教育・研究の実施が可能となった。

さらに、科学研究費助成事業についてのセミナーや説明会を通じ、学内への周知が図られ、新規申請件数・採用件数も増加傾向にあり、研究費の適正使用についても「研究費の適正使用について」が配布されている。

<課 題>

専任教員の任用において、学部と研究科の連携を強化する必要がある。なお、多くの学部で学生レシオが定められているものの、まだ定められていない学部も存在しているほか、総科目数に対する専任教員の比率の基準も定められておらず、特任教員、客員教員及び兼任教員の任用数の基準も定められていない。

また、研究科独自で特任教員の採用が可能となっているが、質保証の観点から、学問分野の相違も考慮した上で、各研究科の担当資格を集約した共通の担当資格の検討を行うことが必要である。なお、ごく一部の研究科ではあるが、設置基準上の必要教員数を満たしていない専攻が存在しており、改善する必要がある。

さらに、授業評価アンケートの見直しについての検討は行われているものの、新任教員以外の教員を対象とした講演会やシンポジウムが開催されておらず、教員の資質向上

のための研修等の活動が十分に行われているとは言えない状況である。

なお、科学研究費助成事業についてのセミナーや説明会は開催されているものの、参加人数が少ないため、開催時期や開催回数等を検討する必要がある、防災意識の向上やハラスメントの防止等の研修についても一層の工夫を図る必要がある。

<コメント>

専任教員について、研究科担当も見据えた任用計画を行う仕組みの構築を検討する必要がある。

また、スチューデントレシオが定められていない学部においては、早急に定めるとともに、特任教員、客員教員及び兼任教員の任用数の基準についても早急に定める必要がある。

さらに、各学部のスチューデントレシオを見直し、教育・研究環境の改善に向け、適切なスチューデントレシオを検討するとともに、総科目数に対する専任教員の比率の基準についても検討する必要がある。

新任教員以外の教員を対象とした各種の研修や防災意識の向上やハラスメントの防止等の研修についてもより積極的に行っていく必要がある。

第3章 教員・教員組織

<特色>

教員の任用は学長の「教員任用計画の基本方針」に基づき各学部、大学院等で学部等の教育研究方針等に則り採用計画を策定し、総合政策副学長の下で取りまとめ理事会で決定している。任用に際しては「教員任用規程」「学部長会における教員の任用及び昇格基準」に基づき公募制で広く優秀な人材を採用している。近年は女性教員、外国人教員任用を積極的に行っており、国際化、社会の要請に答えている。

教員の質の向上に向けては業績、研究成果を専任教員データベースを通じて公開し活性化を図るとともに、学内FD委員会様々な研修等の実施や授業評価アンケート結果についてのフィードバックを行い充実を図っている。

教員の多様化では、国際化、研究力向上、多様なカリキュラムの設定を目的とし、学部、大学院等での客員、特任教員の積極的活用を行っている。

また、近年、各学部等の充実を目指し積極的に専任教員、特任教員の任用を行っており各学部のスチューデントレシオは大きく下がっている。

<課題>

専任教員の任用に関しては着実に実施しているが一部大学院研究科で設置基準を満たしていない研究科があり早急に対応する必要がある。

各学部等からはより一層の専任教員の任用希望があるが、今後の特任教員、客員教員、兼任講師の役割の明確化について十分な議論を深めることが重要である。大学全体の経費の中での人件費についての議論を進めつつ改善に向け取り組まなければならない。

専任教員の評価について明確化が必要であり、業務実績、教育実績、研究実績、社会貢献に対する基準の確立が望まれる。そのことが教員のモチベーションの向上につながる側面もある。また、教員が教育研究に専念するためには学内委員会のスリム化も必要である。

女性教員，外国人教員の任用については積極的に実施しているが今後の社会的役割，国際化等に向け更に推進していく必要がある。

<コメント>

今後の本学における専任教員，特任教員，客員教員，兼任講師の役割の明確化は大きな課題である。そのことは今後の課題である学部別適正規模，スチューデントレシオの確立等に大きな影響を与える。今後，大学が将来的に継続的に発展していくためには健全財政が求められており，理事会の下で検討が進められている。教学法人で十分検討を進め決定していく必要がある。

教員評価の確立も大学の研究力，教育力の向上に必要な要因である。教育研究を担う教員のモチベーションを高めるうえでも納得できる評価基準の確立が求められる。その際，教員組織に対しての検証もシステムとして必要であろう。

今後は世界に向け開かれた大学として幅広い多様な教員組織になることが重要であり，学部等教育研究機関が求める人材の確保は大学発展に欠かせないものであり，大変重要な課題である。

第4章 教育内容・方法・成果

（1）教育目標・学位授与方針・教育課程の編成・実施方針

<特色>

本学は「独立自治・権利自由」の建学の精神や「明治大学グランドデザイン 2020—ビジョンと重点施策—」に基づき、「『個』を強くする大学」という教育理念のもと，各学部・研究科は学位授与方針，教育課程編成・実施方針を設定し，ホームページや学部ガイド等で公開している。これらの方針は，各学部・研究科においてカリキュラム改革などに応じて見直されるとともに教授会や研究科委員会において定期的に検証されている。各方針の検証については，毎年度関連する教学事項の審議の際に，正副教務部長，各学部教務主任により構成される教務部委員会や大学院長や大学院教務主任，研究科委員長などからなる大学院委員会において必要な見直しを行うよう依頼し全学的な検証を行っている。全学的なプログラムや学部間・研究科間に共通して実施されている科目については，ユビキタス教育，キャリア形成支援教育の教育課程，全学共通科目群，グローバル人材育成に関する科目群，情報教育科目群，資格課程の教育課程などについての「編成・実施方針」が，それぞれの担当の委員会などにおいて，明確にされている。

<課題>

学位授与方針と教育課程編成・実施方針は，教育実施上の基本方針としてすべての教職員に意識されるべきであるが，その内容や意味について，十分に理解されているとは言えないし，カリキュラム改革などにおいても，方針の検証を軸として行われるべきであるが，そのような仕組みとなっていない。HPなどでの周知・公開については，学生等などの程度理解されているかについて十分検証されているとは言えない。また各方針の検証は，教務部委員会や大学院委員会の下で全学的になされているが，そのプロセスが，各学部・研究科に理解されているとは言い難い。それらの方針が，社会の要請に適合したものであるか

継続的な検証が必要ともいえる。また全学的なプログラムや学部間・研究科間に共通して実施されている科目については、学位授与方針と教育課程編成・実施方針として方針が明確化されているとはいえない。

<コメント>

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は教育の根幹となるものであるが、このような方針が、形式的な文言にとどまらないように、それらの位置づけについて、理解を進めるように工夫すべきである。各方針が適切か、また社会の要請に適合したものであるか継続的かつ効果的に検証していく体制を構築する必要がある。HPなどでの周知・公開については、学生等にどの程度理解されているかについて十分検証されているとは言えない。HPなどでの周知・公開については、学生等にどの程度理解されているかについて、アンケートなどで定期的に検証する仕組みを構築する必要がある。また学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の連関についても、意識して検証すべきである。各方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続をさらに明確にし、その検証プロセスの改善につなげるように工夫すべきである。全学的なプログラムや学部間・研究科間に共通して実施されている科目については、「編成・実施方針」だけでなく、必要に応じて学位授与方針と教育課程編成・実施方針各方針を明確にすべきである。

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

<特 色>

「初年次教育、教養教育の整備」は各学部とも重視する項目の一つであり、単に科目数や単位数を確保するだけでなく、学部の特性に合わせてさまざまな試みがなされている。

「実践型教育、少人数教育の拡充」についても、文系学部では演習・ゼミナール、理系学部での実験・実習など少人数による双方向の授業を教育の基軸に据えており、またフィールドワークやインターンシップなど現場に臨んだ実践型教育の導入もすすんでいる。「専門教育の体系的整備」については、専門分野に応じた学科制や専攻制を採用する学部はもとより、学科・専攻を取り入れていない学部であっても、科目の体系的履修の指針となるコース制などを採用し、カリキュラムの体系性、順次性を確保している。

総じて教育課程の編成・実施方針にもとづくカリキュラムの整備は着実にすすんでおり、また各学部とも、学部長（執行部）のもとに常設の委員会を設置して不断にカリキュラムの適切性の検証を行うとともに、カリキュラム改革に際しては専門の委員会を設置して検討し、教授会の議を経る体制が確立されている。

<課 題>

カリキュラムの改革とともに科目数の増加や体系の複雑化を招いている感は否めない。このことはキャンパスの教室事情逼迫とあいまって授業運営にも一部支障をきたすとともに、カリキュラムの体系を十分理解せずに安易に科目選択する学生も招来している。ガイダンスの徹底や体験授業などの実施を通じて周知を図るとともに、わかりやすく履修でき

るような仕組みづくりが不可欠である。

「留学生の送り出し、受け入れの促進」は本学の大きな目標の一つであり、大学全体で取り組んでいる協定校や認定校への留学とは別に、各学部ともその特性に合わせて短期留学や海外研修の制度を設定したり英語による授業の開講を増やしたりして、学生の興味関心の喚起や動機づけに努めている。このこと自体は大きな成果といえようが、個々のプログラムが特定の教員の負担に依存することが多く、それが試行的な試みにとどまる一因となっている。また必ずしも長期留学者の増加に結び付いているとはいえない。さらに、文科省の GP や日本学生支援機構の奨学金等の外部資金を導入して新しいプログラムを立ち上げても、期間終了後の予算確保のめどが立たないため、安定的な制度になっていない。このことは国際交流関係の案件のみならず、すべての施策に共通する課題でもある。

大学院への進学者は漸減傾向にあり、定員を充足していない研究科も少なくない。一部の学部では大学院前期課程設置科目の履修を認めることにより、大学院教育との接合をはかっているものの、その効果は芳しくない。

<コメント>

さまざまなカリキュラムの改革に意欲的に挑戦してきたのがこの数年の実績であろうが、メニューが盛りだくさんになり、複雑・錯綜化している感は否めない。学生や外部者にとってはわかりにくく、また大学としても人的・物理的・財政的に負担が大きい。これらを整理統合することにより、効率化を図ることが今後の課題と言えよう。

その際、各学部がそれぞれにカリキュラムのスリム化・骨太化に努めるのはもちろんであるが、学部間共通総合講座など大学全体が提供するメニューと学部が独自に提供するメニューのあり方を再考し、場合によっては外国語科目や教養科目の共通化をすすめることも考慮する必要があるのではなかろうか。また、とくに国際交流に関するプログラムは乱立気味であり、その持続的な運用と人的・財政的資源の有効活用のためにも、国際連携機構を中心にして見直しを進める必要がある。

第4章 教育内容・方法・成果

（2）教育課程・教育内容

<特色>

グローバル 30 事業の採択を契機に、国際化と国際連携の推進に一層の弾みがつき、グローバルコモン・プログラムとして 5 つの学位課程が開設されているほか、各学部・研究科及び国際教育センターでは、教育交流のための数多くのプログラムを運営しており、留学生の受け入れは、2009 年の 866 名から 2012 年度の 1262 名に、日本人学生の派遣は 2009 年度の 340 名から 2012 年度の 790 名に、ともに増加している。また、2013 年 5 月にはタイ・バンコクにアセアンセンターが設置され、2011 年に設置された北京サテライトオフィスとともに海外拠点を設け、学術連携・学生交流活動を展開している。

グローバルコモン実現のため、各種プログラムを編成、充実を行っており、留学誘因プログラムとしての短期海外語学研修については、語圏毎に随時、プログラムを拡大してきている。また、留学準備教育として、留学制度の理解と準備の仕方、語学力の向上、危機

管理，留学の意味と将来の仕事観，帰国後の振り返りなど，体系的な授業の配置が整いつつあり，熱心に取り組む学生が増加している。

外国人留学生のキャリア形成支援として「国際教育センター」，「日本語教育センター」，「就職・キャリア支援センター」が連携し，外国人留学生向けに科目を体系化すると同時に，「留学生キャリアラウンジ」による進路相談を行う等の全学的な連携が図られている。

学部の授業科目，4つキャンパスで開講する教職等資格課程の授業科目を中心に「メディア授業」を併設し，「eラーニング」を推進している。2012年度は，メディア授業として，資格課程15科目，経営学部2科目，司書講習（社会人対象）14科目，のべ1,300名程度の受講生に対して，メディア授業を実施している。メディア授業では，eラーニングを活用した新しい教育方法の確立をめざし，インストラクショナルデザインに基づく授業設計と万全な支援体制と2点を重点項目として取り組んでいる。実施しているメディア授業の形態としては，フルeラーニング科目だけでなく，対面授業との組み合わせ（ブレンディッド型）の科目もある（3科目）。これらの効果については，学生は科目への学習成果，教員は教材の見直しの実施などから確認できる。

各学部とも「カリキュラム委員会」等でカリキュラムの見直しが行われ，時代の流れに応じた体系的な教育課程を編成している。また，教務部委員会を通じ，全学的な見地からも慎重に審議されている。特に「グローバル化時代に対応させた教育」は，国際教育センターの取り組みだけでなく，学部でも「国際交流委員会」を置き，「留学準備科目」の設置や柔軟な単位認定等の取組みが見られ，学部間の海外大学との交流協定は年々増加している。

<課題>

留学生に関する科目等履修生などについての制度がないため，今後は制度を作って積極的に留学生を受け入れ，国際交流をより活性化させる必要がある。また，協定校は，量的には十分なものがあるが，相手校の担当教職員と本学の担当教職員が互によく知り合う関係を構築することが難しくなっているなど，今後はチェック体制を構築し，名目的なもの減らす必要がある。

各学部ではカリキュラム全体のなかで，適切な科目数を設置しているが，やや科目数が増加する傾向もある。これにより，主に和泉キャンパスおよび駿河台キャンパスでは，教室編成会議にて調整を図り，適切な教室利用ができるように努めているが，教室数は時限によってはひっ迫しており，改善が必要である。

『資格課程』として【教職課程】，【社会教育主事課程】，【司書課程】，【司書教諭課程】のプログラムを用意し，メディア授業なども活用しながら，有効な成果を上げてきているが，近年，各学部・学科の必修科目との関係で時間割編成が難しく，ガイドラインに沿った履修が困難になっており，改善が望まれる。

大学院では，研究科間横断型の研究の活性化や研究科の設置形態の多様化に対応して，共通の枠組みが必要となってきた。また，国際交流が盛んになってきており，海外の研究者，学生を受入れるための環境整備（物理的な環境整備と留学生支援制度の充実）とあわせ，事務体制の強化が必要である。

<コメント>

留学生は年々増加してきているものの、その受け入れを活性化させるためには、英語学位コースの拡充をはかる必要がある。また、社会や学生の要請が多様化していることから、学部横断的、大学院横断的な英語での専門科目群のプラットフォームを構築していく必要があり、事務を含めたな体制を作り、目標やスケジュールを明確にして取り組まなければならない。また、遠隔授業やスカイプを用いたコミュニケーションツールの活用は、カリキュラムの改善や国際交流の推進につながることから、システムや支援体制作りを早急に行わなければならない。

カリキュラムについては各学部で不断の取り組みが行われているが、達成目標と責任主体が明確ではない。学生の修業年限内卒業率の向上や就職率の向上などの目標を示して施策と責任主体を明確にし、さらにOB・OGへのアンケートなどから、社会のニーズの抽出や学生への満足度を調査して効果を検証すべきである。また、「ユビキタスカレッジ」の推進については、将来的な方向性が明確でないことから、その長所を活かした将来計画の立案を望みたい。

大学院教育については、公募型の院生教育プログラムの採択率が低下しており、予算の増額を図るとともに、学術振興会の特別研究員の採択率の増加に向けて、過年度採択者によるアドバイスなどを組織的に行なうなど、教育体制の強化を図る。また、各研究科で行われている英語での授業を大学院全体として体系化し、プログラム間、研究科間で共通して利用できる体制の構築、英語による学位論文に関する添削制度の構築、留学生への対応など国際交流促進のための事務体制の整備に向けて、目標年限を決めて取り組まなければならない。

第4章 教育内容・方法・成果

（3）教育方法

<特 色>

全学的に各授業科目の教育内容や授業形態は便覧やシラバスに明記されており、授業がシラバスにしたがっておこなわれているかどうかは、年2回の学生による授業改善アンケートによって確認されている。また、成績評価はGPAによっておこなわれている。Oh-o! Meiji システムの「クラスウェブ」と「ポータルページ」により、インターネットブラウザ上で学習支援・授業支援をおこなう仕組みができており、「ポータルページ」の学生の利用率は、ほぼ100%である。ユビキタス教育に関しては、学外から先進的取り組みとして注目を集めている。各学部とも演習を中心とした少人数教育に重点をおいている。また、学生の主体的な興味や自主的行動を取り入れたアクティブラーニング的な科目も設置されており、学生のさまざまな要求にこたえるとともに、教員の教育に対する積極的な関与が実現している。さらに、初年次の導入教育をおこなう科目が設置されており、入学時から段階的に高度な教育がおこなわれる過程ができています。学部ごとに履修制限単位数を決めており、計画的な学習を指導するとともに、学習支援としてTA制度の活用がみられる。

<課 題>

教員の Oh-o! Meiji システムの利用が十分ではなく、せっかく学生側がアクセスをしてい

るのに、十分な情報提供ができていない。グローバル人材の育成に向けた教育方法や学習支援では、「日本 ASEAN リテラシーを重視した実務型リーダー育成プログラム」と「グローバル人材育成推進事業（特色型）」の二つが 2012 年度の文科省の事業採択、2013 年度の科目開設となり、準備や周知・広報の徹底が十分ではなかった。また、留学を誘引する科目も設置され、学生の履修も多いが、そのためコーディネーターの負担が大きく、その負担を軽減するためのサポート体制の強化が必要である。長・短期の留学を促進させる仕組みは、一部の学部で導入されているが、まだ全学としては十分とはいえない。

<コメント>

クラスウェブの利用について、教員の利用率の実態を把握し、その利用を促進するための講習会をおこなう。同時に、常に使いやすさを向上させるためのシステムの見直しをすすめる。ユビキタス教育に関しては、より一層のコンテンツを拡充させるため、ユビキタス教育推進事務室でモデルコンテンツを制作し、学内にアピールする。グローバル人材の育成に関しては、先行するプログラムや取り組みの教育方法を全額で共有し、今後予定されている授業科目をすみやかに導入していく。その際、次年度以降に入学してくる学生に対して、実施したプログラムの成果を紹介し、多くの学生がグローバルな視点で勉学をおこなうように誘導する。各学部がすすめている少人数教育に対しては、全学での教室配分の調整が必要となる。履修制限単位数に関しては、最履修も含めた履修制限が必要であり、全学での足並みをそろえる必要がある。

第4章 教育内容・方法・成果

（3）教育方法

<特 色>

大学設置基準に則り、授業期間、授業形態別の学習時間、単位数の定義を学則に定めている。また、各学部・教育課程の授業科目の内容や授業形態については便覧やシラバスによって学生・教職員に周知している。学生への学習指導については、学年初めに学習指導期間を設け、成績や本年度の履修方法、卒業要件等について指導を行うとともに、授業開始日より履修科目登録期間までの間を、授業内容について学生が確認する期間として位置付けている。また、自習時間の確保に加え適切で効果的な学習を行うために、各学部・教育課程で年次毎の履修制限を設定し、予習復習時間等学生の適切な学習時間の確保に努めている。

Oh-o! Meiji システムの機能の一つであるクラスウェブを授業で活用することにより、(1)いつでもどこからでも授業の予習・復習ができる、(2)電子的にレポートを提出するだけでなく、教員から学生一人一人にコメントと添削ファイルのフィードバックが可能、(3)掲示板やアンケートによって学生が主体的に授業に参加できる等、学生の学びを強力かつ効果的に支援するシステムが構築されている。さらに、オフィス・アワー等の学習相談の実施、学習支援室における学習指導等、学生の主体的な学びをサポートするシステムも構築されている。

<課題>

大学全体の教育目標と各学部・教育課程の教育目標の関係について、明確に示された資料が無いように思われる。また、カリキュラムは教育目標の達成に適した形で構築されているはずであるが、それぞれの課程における教育目標と科目の関係が不明である。例えば、「この目標はこの科目を履修することによって達成することができる」という関係が示されていない。従って、教育目標の達成に於いて、適切な方法で教育されているかどうか、適切な方法で授業が実施されているかどうかを評価することは困難である。さらに、各科目の授業がどのような方法で実施されているのかを示す資料は無く、授業方法について評価することはできない。特に、各学部・教育課程に於いて、実験・実習・演習科目は重要な科目であると思われるが、これらの実施方法や講義科目との関係について示されていない。

シラバスの作成は各教育課程に於いて実施されているが、シラバス通りに授業が行われたかどうかを示す資料については、学生の授業評価によって授業内容を評価・点検する方法のみである。客観的な資料とは言えないのではないか。ただし、理工学部では一部の教育課程において、授業実施報告書の提出を義務づけており、より客観的な評価を行っていると言える。

「評価方法・評価基準ともに、各学部・学科のシラバスに明示している。」とあるが、実際には「評価基準」をシラバスに明示しているとは言えない。また、GPA 制度を導入しているが、成績評価や卒業判定に GPA を利用しているとは言えない。

<コメント>

各学部・教育課程において、もう少し具体的な教育目標を設定した方が分かりやすいように思われる。さらに、教育目標の達成のために科目と教育目標の関係を明確にし、さらには科目間の関係についても明示すべきであると思われる。学生による授業評価は無意味であるとは言えないが、全ての学生の評価を一律に扱うのは問題があるように思われる。少なくとも出席回数が少ない学生の評価は除外する等の方法があつて良いと思われる。

GPA 制度に対する意見は様々であると思われるが、本制度を今後も継続するのであれば、「単なる数値化」ではなく、進級や卒業判定に利用する等、実質的な運用を行うべきであると考えられる。

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

<特色>

各学部は、教育目標に沿った成果の測定に留意しながら、GPA による成績の把握に加え、TOEFL, TOEIC, 外部の各種資格試験・検定試験などを併用することによって、学習成果の測定に努めている。また、各学部とも、実施方法は異なるが、演習科目、卒業論文、卒業研究等をとおして、総合的な学習成果の確認を図ると同時に、多くの学部では学生による研究発表会、研究成果集・要旨集の作成などを実施して、学習成果の可視化を行っている。アンケートに関しては、多くの学部が、授業改善アンケート、卒業時アンケート、独自のアンケートやチェックシート等によって、学習成果の検証を行っている。卒業生の進路実

績についても、おおむね各学部の教育目標に合致する傾向が表れており、学習成果を確認することができる。学位授与の要件については、各学部とも学部便覧等で明示しており、問題はない。また学位授与の手続きも、教授会の審議事項として適切に行われている。

注目すべきことは、経営学部の「グローバル人材育成トラック」、国際日本学部の「イングリッシュ・トラック」、あるいは各学部の短期留学システムの実施状況などから、＜外国語で学ぶこと＞による学習意欲の向上効果が期待される点である。また、理工学部と農学部のうち JABEE を受審している学科では、他の学部・学科に比べて、学習成果の把握がより厳密に行われている点も高く評価されるだろう。

＜課題＞

全学部において、GPA 制度の導入によって学習成果を数値で把握することが可能になっている。しかしながら、法学部、政治経済学部、国際日本学部が挙げているように、各科目間における成績評価の公平性を担保するためには、より客観的な評価指標の開発が必要である。たとえば、シラバスに最大到達目標と最小到達目標を併記する、単位認定の再審査制度を導入する、なども一案であろう。

各学部とも、演習科目等の少人数教育によって総合的な学習成果を担保するよう努めているが、担当専任教員の不足あるいは兼任教員数の肥大化は改善すべき課題である。

また、各学部では在学生へのアンケートを実施し学習意欲や授業満足度などを調査しているが、JABEE 受審学科を除いて、卒業後の意見聴取やアンケート調査、学生を採用した企業への聞き取り調査等は実施されていない。そのため、卒業生による学習成果の自己評価、大学に対する評価、配属部署と学部教育との整合性、学生を採用した企業による学生評価など、学習成果の社会的有用性が客観的に示すことができない点も改善課題である。

＜コメント＞

各学部の学位授与率は 80～90%程度であり、逆から見ると、10%以上の学生には学位が授与されないことになる。これは成績評価や卒業管理が厳格に行われていることの表れと好意的に解釈することもできる。しかし、そのように評価するためには学習成果を測定するためのより客観的な指標の開発が必要である。

また、より高い学習成果を担保する環境整備のために、12年度に試行的に行われた「学修環境に関する学生アンケート」を全学的に実施し、その結果を学習効果検証の裏付けにすること、学習成果の有用性を確認するために、卒業生アンケート、就職先アンケートを全学的に実施するための準備を進めることが必要である。

第4章 教育内容・方法・成果

（4）成果

＜特色＞

《教育成果の評価指標の開発》

学位授与方針にしたがって到達目標（各種科目の単位取得）を定め、学位取得の主たる基準とする点は各学部とも共通しているが、それ以外にも、GPA や活用や、TOEIC など語学検定試験による語学力のチェックなど新たな指標が使われ始めていることは評価できる。

《学位授与の基準》

学位授与にとって重要な科目として多くの学部が何らかの演習科目を挙げている。また、履修者数、単位取得者数等が明記されている学部も多い。この場合、何年度の何年次生に数字なのかを、くどいようだが明示したほうがよい（学部によって書き方が違う）。また、この点で「効果があがっている」と言うには、履修者率や単位取得者率を時系列的に示し、数値が上昇傾向を示す、あるいは安定して高い値にあることを示す必要があるだろう。

《学生による評価》

多くの学部が授業改善アンケートに言及しているが、それによればどの学部も学生の満足度は総じて高い。その点は評価できる。しかし、アンケートのデータを提示する際には、サンプル数も示すべきであろう。

《学位授与の要件の明示》

各学部とも学生に対し複数回のガイダンスを通して卒業要件を説明している。

【大学院（該当章がない法科大学院・専門職大学院を除く）】

《課程修了時の学習成果を測定するための評価基準開発》

どの研究科も学部の場合よりもずっと綿密な評価基準が示されている。各研究科とも、論文の中間報告会（法学研、経営研、情コミ研ほか）や研究発表の機会（政経研など）を設けたり、あるいは研究論集への投稿を促したりすることで、院生の研究を指導しようとしている。また、もとより大学院では院生ごとに指導教員がつき、学部よりもパーソナルなやりとりがあるので、この点でもきめ細かな指導が行われているといえる。ただし、上記の研究発表や研究論文投稿は、どちらかといえば博士後期課程によりあてはまるものであろう。

《学位授与率、修業年限内修了率、修了者の進路》

これは、文系と理系とでは大きく事情が異なる。さらに、文系の中でも各専門によってかなり異なるであろう。ともあれ、学位授与率、修了率については、実数と比率を併記するのが望ましい。

《学位授与の要件》

どの研究科も修了要件は大学便覧で公開し、学位論文審査基準はシラバス・HPなどで学生に周知している。この透明性は評価すべき点である。

《その他》

海外からの留学生の受け入れに関しては、先端数理科学研究科で若干触れていることを除き、ほとんどの研究科の「成果」のパートでは触れられていないが、国際交流という観点からもっと評価できる事柄ではなかろうか。また、大学院生が海外の学会で発表した場合の旅費の補助など、大学院レベルでもさまざまな国際化を推進する動きがある。可能なら、この点も「現状」に加筆してはどうだろうか。

<課 題>

【学部】

《教育成果の評価指標の開発》

到達目標は定められているが、学生の学びを段階ごとにどうチェックし、適切な指導を

全学委員によるコメント（自己点検・評価結果へのコメント）

していくのかはあまり明瞭でない。また、各学部が鋭意行っている国際化のプログラムに学生が参加した場合、それをどう評価に組み込むかも要検討である。

《学位授与の明確な手続き》

教授会の議を経て学位の授与を決定するなど、各学部とも形式面ではきちんとして手続きをふんでいる。しかし、各科目や卒論の評価が一定の質を保っているのか、評価付けにおける教員間の個人差をどう縮小し、一定の合意を作っていけるのかについては、ほとんど議論されていないのが現状ではなかろうか。

【大学院】

《院生による評価》

学部のような授業改善アンケートは実施していないが、ほとんどの研究科が修了予定者に対してカリキュラムの評価等をたずねるアンケートを実施している。ただ、このデータをどう活用するかについては十分な検討がなされていない。

《学位授与の体制》

一部の研究科では博士前期課程のみに入学者が殺到し、修士論文や研究報告書の審査で教員の負担がかなり重くなっているという問題がある（政経研など）。教員は大学院の授業や研究指導を担当したからといって学部の負担を減らせるわけではない。この点は本学の潜在的な問題となっている。

<コメント>

【学部】

《教育成果の評価指標の開発》

GPAを卒業要件としてどこまで重視するのか、検討が必要である。また、語学検定や資格試験等はいくまでも付随的な評価基準にすぎないのかどうかについても要検討。

《卒業生による評価》

回答者をどう集めるかについて各学部ともいろいろ苦慮しているが（例：ホームカミングデーの機会の活用など）、その前提として、学部ごとに同窓生とのコミュニケーション（さらには校友会組織）をより活性化するのが近道ではないか。電子メールやSNS等の発達により、昔と比べて随分やりやすくなっているはずである。

【大学院】

《その他》

博士後期課程への進学者をもっと増やそうという計画が、いくつかの研究科であげられている。ただ、理系はともかく文系の場合、とくに特定の専門では、博士後期課程修了者の就職先がきわめて限られている分野がある。ただやみくもに後期課程進学者を増やすことが、はたして賢明かどうかという判断が難しい（報告書では書けないことではあるが）。

第5章 学生の受け入れ

<特色>

学部のアドミッションポリシー（AP）を明確に示し、ホームページ等に記載することで、各学部の目指す人材育成を鮮明にPRでき、その結果、多様で優秀な学生の獲得につながっ

ている。

様々な入試形態を導入することで、多様な学生を受け入れている。各学部とも、高大連携を強化しており、経営学部では附属校推薦入学試験における入学者の入学後の成績が高くなっているとの効果が出ている。国際日本学部におけるイングリッシュ・トラック入試、語学力を重視した多様な学生の受け入れ、農学部・食料政策学科で実施する地域農業振興特別入学試験での将来の農業後継者及び地域の担い手としての意識の高い学生の受け入れ、といった学部学科の特色に応じた入試も AP に沿った学生の受け入れに寄与している。

各学部とも、多様化する入試を管理・運営する難しさに対して組織的な対処を行ない、公正で公平な入学者選抜を可能としている。主に、学部執行部、入試委員会などにより、入試の厳格な管理・運営、更なる改善が図られている。また、農学部では外部評価制度による入試問題の検証により、入試問題の質と量が改善できる体制を整えている。

<課題>

入学者の受け入れ方針のさらなる周知が求められている。前述したように、「法学部アドミッションポリシー」へのアクセス件数は相当数あるとはいえ、志願者数に比しなおそのアクセス件数の割合は少ない。各学部の教育理念・目標の周知に向けて、より実効性あるその公表の仕方を検討する必要がある。

多様な入試形態が実現しているものの、海外から優秀な留学生を積極的に受け入れるためには、海外で直接受験できる制度などを十分に整備していく必要がある。また、入学制度の多様化は学生の多様化をもたらし、学内に活気を与えている一方、理工学部や農学部などでは学力の低い学生が入学していることから、その対応が必要となっている。

<コメント>

複数の学科から構成される学部では、学科間の合格最低点の開きや学科毎の在籍者数のばらつきなどが生じているケースがある。例えば、経営学部では 2015 年度から「学部一括入試」を導入し、同時に学科定員の見直しを実施するなどの対策が取られているが、各学部の入試制度の問題だけではなく、入学者の受け入れ方針の周知も含めた広報活動の充実、社会の変化に応じた学部・学科・カリキュラム再編なども含めて、全学的な問題として取り組むべき事項であろう。

学部の特色に合わせた多様な入試の実施の効果を十分に検証する必要がある。各学部とも入学後の成績動向など追跡調査を行なう計画があるが、調査結果の活用方法は必ずしも明確ではない。各学部での特色のある入試方法や入学後の学生の動向について、学内で情報を共有し、各学部にフィードバックできるような体制も求められる。

第6章 学生支援

<特色>

修学、生活及び進路の各支援については、学長方針に則り、関係諸機関・部署において業務が遂行されている。留年者、休・退学者に対しては、クラス担任等との面接を通じ、適切な指導及び状況把握が行われている。また、半期休学制の導入により、より細やかな休学管理がなされている。補習・補充授業等については、学習支援推進委員会の下、多様

全学委員によるコメント（自己点検・評価結果へのコメント）

なニーズに対し、幅広く対応できる体制を敷いている。留学生については、学生支援組織等によるサポートを実施している。また、障がい学生学習支援チームを置き、関係機関と連携しながら効果的な支援を行っている。本学の奨学金制度は、大手私立大学の中においてもトップレベルの充実度を誇り、学生を支援している。各キャンパスに窓口を設置して奨学金に関する相談に対応している。

各キャンパスの学生相談室は、「よろず相談所」として幅広い学生の相談に対応している。発達障害の学生に対しては、精神科による助言及び臨床心理士によるカウンセリングを行っている。ハラスメントについては、キャンパスハラスメントの防止等に関する規程に基づき、キャンパスハラスメント相談室を設置している。学生の住環境については、学生寮管理会社と提携した推薦学生寮や、明大サポートの紹介するアパート等により、地方出身学生の要望に対応している。

就職支援・指導は、就職キャリア支援センターの下で全学的に実施している。専任職員がキャリアカウンセラーの資格を取り、フェイス・トゥ・フェイスを基本とした相談体制で年間のべ22,700名の面談に応じるなど、総合大学でありながら、きめ細かい指導を行っており、各種ランキングにおける「就職に力を入れている大学」の項目でも高評価を得ている。また、留学生を対象とした、支援行事も充実しており評価できる。

<課題>

2年生以上の学生に対する学生支援の理念、目的の周知方法の確立が望まれる。障がい者支援体制の一環として、学内のバリアフリー化や災害時の体制強化も課題である。また、障がいのある学習支援については、学習支援室や学部とボランティアセンター間の更なる連携強化が望まれる。例年、参加希望者が定員を大きく上回る新入生入学前の支援プログラムについては、希望者が全員参加できるよう実施方法についての見直しが必要である。

本学の奨学金制度については、現状の良い点は継続しつつ、中期的な視点で給付効果の検証、評価基準の検討及び採用基準・支援規模の見直し等について、財政的視点も踏まえ、総合的に策定していく必要がある。

ハラスメント相談のうち、キャンパスハラスメント相談室の機能を超えるものについては、現場の理解と協力の下、関係諸機関が連携して組織的に対応する必要がある。

<コメント>

学生の修学支援及び生活支援については、概ね、内部質保証を意識した評価や課題の抽出及び改善のための計画の策定がなされている。近年、学生や父母からの学生支援体制への期待と要求は、ますます高まる傾向にある。大学における学生支援体制が常に改善され、充実していくことは、大学の社会的評価に直結する。学生のニーズを敏感に拾い上げることは勿論のこと、関係部署が情報を共有し、連携しながら対応することが可能となるような仕組みづくりが求められる。

本学の進路支援については、社会的にも評価の高い体制を構築しており、総合大学でありながらきめ細かい支援業務を行っている。一方、他大学においても支援体制の強化や様々な特色あるプログラムの実施など進路支援の充実に注力している。本学においても、「就職の明治」として蓄積してきたノウハウと特色を基に、課題を改善するための方向性について

て、具体的計画の提示が望まれる。

第7章 教育研究等環境

(1) 校地・校舎及び施設設備

<特 色>

創立 130 周年記念事業における大型施設整備計画が着実に推進されており、校舎面積の増床に伴い、学生の学修、教員の教育研究環境改善に貢献している。駿河台キャンパスでは、グローバルフロントが竣工し、利用を開始した。和泉キャンパスでは、図書館が開館した。生田キャンパスでは、第二校舎D館及び地域産学連携研究センターが利用を開始した。また、2013年4月には、本学にとって約60年ぶりの新キャンパスである中野キャンパスが開設された。

教育研究環境整備に関する施設設備整備計画に関しては、本学の財政状況を踏まえた形で建設・建替え等に係る優先順位の設定などの計画策定が必要であるため、理事会の諮問機関である財政検討委員会での検討を経た上で、法人・教学が一体となった中期計画策定委員会において、中期計画を策定することとしている。当該計画を踏まえ、案件ごとに法人・教学合同の推進協議会を設置し、総合大学としてふさわしい校地・校舎の配備、施設・設備の整備を進める。

<課 題>

駿河台、和泉及び生田キャンパスにおける既存建物の築年数が進んでおり、校舎の建て替え計画と合わせて各建物の中長期修繕計画の検討が急務となっている。特に、1970年以前に建設されたものについては、早急な点検と補修が必要である。

学生が安心・安全及び快適なキャンパスライフを送るために、安全確保に向けた対応の他、各キャンパスにおいて、学生の憩いの場となるスペースや食堂等のアメニティ環境の改善が課題となっている。中野キャンパスの開設やグローバルフロントの設置に伴う移転により発生したスペースについては、必要に応じて改修を行い、最大限に有効活用を図ることが望まれる。

施設設備整備計画の推進により、教育研究環境は改善しつつあるが、各キャンパスが狭隘な状況であることには変わりはない。特に生田キャンパスでは、建物が飽和状態にあり、空地率等の制約が教育研究活動の妨げとなっている。

<コメント>

大学全体の施設設備整備計画に関わる新規建物建設・既存建物更新等については、財政的状況を踏まえた優先順位の計画立案が必要である。理事会の諮問機関である財政検討委員会における検討を踏まえ、各キャンパスのランドデザインとも整合を保ち、総合的な見地から、施設設備整備に係る中期計画が策定され、着実に実行する必要がある。

キャンパスの狭隘さを改善するためには、新たな土地の取得も視野に検討する必要があるが、財政的な負担も大きいため、大学全体の施設設備整備計画の中に位置づけ、中長期的な視点からの検討が望まれる。

一方、学生食堂をはじめとするキャンパス・アメニティ環境の改善や学生の憩いの場所

の整備も急務であり、スチューデントセンター構想や学生食堂改善計画も併せて進捗していく必要がある。

また、老朽化に伴う構築物等の安全に関わる補修等については、検査等を含めた早急な対応が望まれる。

第7章 教育研究等環境

（2）図書館・学術情報サービス

<特 色>

- ① 学術・教育資料については2011年(図書館・学術サービス)の実績を踏まえ、本年度(2012年)には以下の実績があった。①本年度は資料購入予算約7億円に基づき、学術専門図書・学習用図書費・逐次刊行物費・電子資料費等に分類し、教員・図書館員による収書委員会・電子資料委員会等、委員会形式の恒常的な選書体制の整備、かつ体系的な資料の収集、電子的資料(外部データベース、電子ジャーナル)の活用や契約締結に努めている。
- ② 図書館の増設については、和泉校舎の新図書館が2012年3月31日に竣工し、座席数が増えただけでなく、アクセスも以前より著しくよくなった。前の年に比べて利用者数は激増し、年間貸出冊数も37,000冊ほど増えた。中央図書館2000年に開館以来、延べ入館者数が1100万人に達し、和泉図書館は2012年5月開館以来1年足らずで100万人を突破した。また、Twitterの公開により、利用者と図書館との距離が縮まり、読者の要望がいち早く反映できるようになった。
- ③ 通常は閲覧不可の貴重書の電子化により閲覧サービスを向上した。また、本学機関リポジトリのサービスを通して、本学の研究成果を公開し、学術情報の提供に貢献したのも大きな成果である。

<課 題>

中央・和泉・生田3館のうち、収容定員に対する席数の割合は和泉図書館が12.2%で、中央図書館と生田図書館はいずれも10%を下回っている。

また、電子資料の契約費は高額で、図書費全体に占める割合が増え続けている状況はまだ改善の見通しは立っていない。契約方法の抜本的な改革が必要である。

<コメント>

図書館・学術・教育サービスにおいて、新たな学問分野への教育・研究支援について図書館職員だけでは対応できない部分があることから、今後教員との連携サービスが求められる。電子資料については学内研究者の要望に応えながら、契約費高額化の問題について対策が求められる。

和泉図書館ではグループ学習機能を有するスペースが設けられ、その利用状況を見ると、よい効果が挙げられている。中央・生田および中野の図書館での設置についても検討が必要であろう。

中野図書館の蔵書は2万冊にも達しておらず、授業にも支障をきたしている。教員や学生から不満が多い。この図書館の中長期計画と最終目標を早急に制定すべきである。

第7章 教育研究等環境

（3）教育研究環境等

<特 色>

教育研究の環境整備としては、施設の整備が重要であり、近年その充実が図られている。高層棟として駿河台キャンパス（C地区）にGLOBAL FRONT（グローバルフロント）が竣工し、2013年4月から利用を開始している。「人と人・人と情報を結ぶ架け橋（リエゾン）」を基本コンセプトとして、2012年5月1日に和泉図書館が開館した。

生田キャンパスでは、2012年4月から理工学部応用化学科、機械工学科及び機械情報工学科の研究室、基礎化学実験室等により構成されている教育・研究棟として第二校舎D館が利用を開始している。同様に2012年3月に開設し、本学の技術シーズ・知的資源を活用した新技術・新事業の創出等を目的とした地域産学連携研究センターは、同年4月から施設の貸出しを開始した。現在、第一校舎6号館（仮称）の建設計画も推進し、生田キャンパスの教育研究環境のより一層の整備を行っている。

2011年6月から工事を開始し、2012年度に開設準備を進めてきた中野キャンパスが2013年4月に開設され、「国際化・先端研究・社会連携の拠点キャンパス」として位置付けられている。

<課 題>

専任教員に対しては一人一室の研究室が確保されているが、同じ学部・研究科に属する教員が異なる建物に入居するなど、駿河台キャンパスでは研究室の環境は必ずしも十分ではない。

本学では、毎年度「専任教員の研究業績調査」を実施して、各教員の著書及び発表論文に関する調査を実施しているが、業績を向上させるためのインセンティブは十分ではない。

科研費の新規採択件数92件(同78件)と前年度比で大幅に増加となった。新規・継続を合わせても、内定採択件数は250件(同241件)、内定採択金額も間接経費を含めて約5億5932万円(同約4億5435万円)と過去最高を記録した。申請支援体制の整備として、科学研究費助成事業の申請書類受付期間に、派遣職員を増員し、専任職員及び派遣職員とで申請書類の内容まで含めたチェックを行い、研究者へのフィードバックを行うことで採択率を高めることができた。今後とも、その拡充が望まれる。

<コメント>

教育研究の振興に寄与すること及び若手研究者養成に資する事業に対する助成を目的として、教育研究振興基金を設定し、未来サポーター募金研究サポート資金や法人からの継続的な積立により、教育研究の促進及び高度化に迅速かつ柔軟に運用している。若手研究者の支援などを強化する必要がある。

研究の拡充を目指すのであれば、科研費や外部資金の獲得、研究業績の向上に向けたインセンティブを導入すべきである。

第7章 教育研究等環境

（3）教育研究環境等

<特 色>

「学生数、教育方法等に応じた施設・整備」については、ゼミナール等の少人数教育に対応した教室を多数設置し、少人数教育の充実に効果をあげている。

「学生の修学・学習支援」についても、学部の1・2年生が通学するキャンパスに学習支援室を設置するなど、早期の支援のための効果をあげている。

「教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保」については、多様な研究支援精度のメニューを用意して、研究成果の活性化を推進するなどの効果をあげている。大型研究等の共同研究の研究スペースの確保についても、グローバルフロント内に研究スペースを確保するなど大きく改善している。研究倫理を遵守するための体制についても、公的研究費に関するガイドラインを整備し体制整備を強化しており、全品検収も実施するなど、効果をあげている。

<課 題>

「学生数、教育方法等に応じた施設・整備」については、駿河台・和泉キャンパスにおいて収容人数が異なる大中小の教室を多数設置し、同建物内ではほぼすべての学部の授業の実施が可能となっているとあるが、一方で収容定員を超える多人数履修科目の問題も生じており、一部の学部では履修制限を設けるなどの対応がとられている。これはハード面の施設整備の問題にとどまらず、多人数履修科目への対応に十分に組み込んでこなかった結果であり、ソフト面の改善として履修人数適正化等の全学的取組が必要である。

和泉キャンパスや生田キャンパスの一部の校舎では老朽化が進んでおり、安全面の配慮や教育施設としての機能面の改善のために、改修や代替施設の整備が求められる。

研究費・研究専念時間の確保については、在外研究員制度がありながら、その利用については学部間でばらつきがあり、近年、減少傾向にある。また国際学会研究助成制度の利用についても学部間で大きなばらつきがあり、理工系学部に比べ、社会科学・人文系学部における利用は相対的に低調である。全学をあげて、教員の研究の国際化のための啓発・支援をより強化すべきである。

研究倫理を遵守するための体制についても、自己評価・チェック体制を整備し、特に規模の大きい共同研究等については、第三者評価・外部評価も入れた進捗管理・評価体制が必要である。研究クラスターなどはその研究内容・研究成果が学内でも見えにくく、単なるイベント開催ではなく、本学の研究をリードする研究成果を学内外に積極的に開示していくことが求められる。

<コメント>

学生数・教育方法等に応じた施設・整備について、和泉キャンパスについては、全学プランの下に、新教育棟等の早期建設を実施させると明記されているが、生田キャンパスについては「継続的に検討する」という抽象的な表現にとどまっており、達成目標が不明確である。また収容定員を超過する多人数履修科目の改善という視点からの言及は、駿河台・和泉キャンパスにおける課題の指摘や発展計画にはみられない。ハード面とソフト面からの総合的な改善計画が必要である。

研究費・研究専念時間の確保については、研究費のメニューの多様化・増額は必要であ

るが、特に学内で重点領域として位置付けられる研究クラスター等については、厳正な審査・評価体制の整備が求められるが、単に選定審査における公平性・透明性に言及にとどまっている。採択後の研究進捗管理、成果公表についても明確な改善目標を設定すべきである。大型研究に従事する教員の研究環境整備についても、授業担当時間及び校務の軽減を各方面に求めるという抽象的表現にとどまっているが、全学的な方針化・ルール化にまで踏み込んで提言すべきである。

第8章 社会連携・社会貢献

<特 色>

明治大学は日本有数の規模を誇る大規模な総合大学であり、当然さまざまなチャンネルを通じての多角的な社会的貢献・社会的還元が求められる。うした多岐に及ぶ社会との連携チャンネルを束ね、統括すると同時に、全体的な方針を策定する機関として、研究知財本部、社会連携本部、国際連携本部の三部局が位置付けられている。また、キャンパスも都内の四か所に展開しており、都下のキャンパス所在地域との密接な地域的連携を図ることが可能な好条件下にある。連携や貢献の具体的な案件の推進・実現に関しては、連携の実務に当たる当該部局（先の三機関に加え、教学企画事務室、博物館、文学部、農学部、法人委員会各キャンパス課等）が担当し、実情に応じたフレキシブルな実践を展開し、それぞれに効果を挙げていると評価できる。また、社会連携の方針や成果をホームページなどで広く社会に公開したことにより、明治大学との社会連携事業への応募の増加が認められた点は特筆すべきである。

<課 題>

明治大学が都内各所にキャンパスを展開する大規模総合大学である点は、場合全体として見た場合、社会連携・社会貢献にとってスケールメリットをもたらしているが、その反面、いくつかのデメリットもまた露呈している。第一に、社会連携・社会貢献を統括する機関が先に触れた三つの機関に分かれ、加えて具体的な全体方針を策定するためのヘッドクォーターに相当する機関が存在しないため、関連する各部署がその時その時で臨時に当該業務を担っているのが現状である。今後は、早急に全学的な社会連携・社会貢献は大学を専一的に担当する部署を創設することが喫緊の課題である。第二に、——これは第一点とも関係するが——社会連携・社会貢献が大学の副次的な活動であって、本来の活動である研究教育の阻害要因になることは本末転倒であることの認識である。事業が肥大化する傾向にあるが、この点を認識した上でバランスの取れた活動方針を慎重に策定すべきである。

<コメント>

「課題」の項で指摘したことと関わるが、社会貢献・社会連携そのものの大学における意義づけをも含んだ全体の方針策定を行う専門的部署が存在しないために、将来に向けた発展計画が機関ごと部署ごとに異なる様々なベクトルが混在する様相を呈しており、整合性ある統一的理念に基づいたビジョンが提示できていない。具体的に言えば、各キャンパスとキャンパスが所在する地域との社会連携や文学部、農学部、図書館、スポーツ連携な

どは地域や分野が限定されるために事業の在り方も極めて具体的であるが、国際連携やキャンパス所在地以外との自治体との連携事業は、際限なく広がってゆく傾向を潜在的に有するため、どこかで範囲を限定しないと人的金銭的なリソースの消耗につながり大学の本義を損なう事態にも立ち至りかねない。また当該部署が、独自の方針を立てて事業を進めていき、その事業が既成事実化されることで、大学全体がその方針に巻き込まれてゆき後戻りが効かなくなるという最悪の事態も想定できる。部署の独走を許さない第三者的な評価機関の設置が必要であろう。

第9章 管理運営・財務

（1）管理運営

<特 色>

本学の法人の管理運営方針は理事会において長期ビジョンが制定され示されている。その執行に際しては「寄付行為」「寄付行為施工規則」「理事会、常勤理事会及び理事長等の業務基準及び権限等に関する規程」等において明確に定められている。また、その運営を掌る理事長、常勤理事の職務権限も校規において定められている。教学においては「グランドデザイン 2020」と「学長方針」で示されている。その遂行に際しては「学則」「連合教授会規程」「学部長会規程」「教授会規程」等で権限、役割が定められており業務を円滑に遂行する体制が整えられている。

業務を遂行する事務組織には「事務組織規程」並びに「事務管理職規程」においてその役割、執行範囲が定められている。事務職員は理事会、常勤理事会、学部長会等に適宜参加し、その決定事項を確実に遂行できる体制が整っている。

大学の校規はすべて学内の事務システムに備え付けられており、全教職員がいつでも閲覧可能で広く学内に周知されている。また、事務システムでは評議員会、理事会、常勤理事会、学部長会等の審議内容も適宜記載されており、大学構成員に対する情報の一元化を推進している。

<課 題>

本学の管理運営については、校規でその権限、役割等が定められているが、大学の変革に伴い、既存規程の改正や、新たな組織の設置に伴う規程の制定も多くなっており、その整合性を図りながらスリム化を図る必要がある。

法人運営においては現在、制度改革に取り組んでいる。これは大学運営に関し最終意思決定機構である評議員会、執行機関である理事会の理事の構成、評議員の数等について検討を加え、より良いものとするために検討しているところであり、その成果を待ちたい。

教学運営においては 2005 年度から連合教授会の権限の一部移管し、意思決定を速やかに行えるよう代議員制度を設けた。また、学長の業務執行の円滑化、効率化を図るために 2006 年度から副学長制度を設けた。

今後は、現在の組織の整合性、合理性を常に見直し改善を進めスリムな意思決定運営組織の構築を進めていく必要がある。

<コメント>

本学の中長期ビジョンの中に学生、学外者の意見が反映できるシステムの構築が必要である。

大学の意思決定において、学生の声を反映するシステムが明確に構築されているとは言えない。大学を構成する大きな存在である学生が大学運営の一部に参画できることは大学の将来の在り方を検討する意味で大きな意味を持つと考えられる。現在は学生部等が中心となりその業務遂行の中で学生の意見はある程度取り入れられているが十分とは言えない。

学外者の参画について、評議員会の構成員、理事会の構成員等で学外者を登用している。また、父母会、校友会、連合駿台会とも連携を取りながら大学運営は進められている。社会に開かれた大学として学外者の意見等が反映できるシステムを積極的に進めてほしい。

また、恒常的に既存システムの在り方を見直しながら改善を継続していくことが本学の将来にとって重要である。

第9章 管理運営・財務

(2) 財 務

<特 色>

本学の予算編成は理事長の「予算編成方針」及び各常勤担当理事の年度計画書と学長の下でまとめた「教育・研究年度計画」に基づき、各学部等機関が「経常経費」「収入支出関連経費」「政策経費」に区分して作成した予定経費要求書を作成し、理事会で審議し取りまとめた後、評議員会の議を経て決定する。理事会は2012年度の事業計画策定にあたり、計画の優先順位を明示し、その順位に基づいて予算の重点配分を行うため、予算の承認過程が明確になっている。このことにより、予算編成過程における教学の執行機関である各学部等機関と審議機関である理事会・評議員会との役割は明確である。

また、評議員会の下に予算委員会を設置し、理事会に対して予算案の執行にあたっての要望事項を示し、期中及び年度末に予算執行についての検証結果を報告するため、予算執行に伴う効果について分析・検証する仕組みが構築されている。

本学における監査の取り組みは、監事監査、公認会計士監査、内部監査人監査によって行われ、本学の経営者の業務執行の適切性、業務及び財産の状況の実効性・適性を監査しており、監査人による助言を反映するシステムが確立されている。

<課 題>

本学がこれまで積極的に改善を図った新キャンパス、建物の新設等の大型施設整備計画の実施は、結果的に人件費と経常的経費の増として支出に大きな影響を与えることになる。今後は、教育研究環境の整備充実のために重点的な予算配分を行いつつ、将来的に施設設備更新を安定して行える健全財政の確立のため、収入・支出を含めた予算のあり方全体について見直しを図り、累積消費支出超過額の削減に取り組む必要がある。

収入については、学生生徒納付金の安定した確保及び、それ以外の文部科学省関連の補助金をはじめとした外部資金の継続的な獲得及び受け入れ強化、各種募金の継続的な募集と実績づくり、並びに資産運用及び施設の外部貸出し等の多様な増収策による財源確保が

必要である。

支出については、教育研究の質を落とさず、人件費を含めた経常経費の効率化を進めながら、無駄の見直しによる支出の削減を図る必要がある。

<コメント>

上記の課題に対応すべく、2013年1月に理事会では「財政問題検討委員会」を設置し、今後の健全財政に向けた課題、問題点の検討を進めている。同委員会は常勤理事5名、副学長3名、関連事務部長で構成されており、教学法人一体となって今後の対応策を検討している。今後はその答申に基づき、「中期計画委員会」で更に課題、問題点について検討を進め、安定した財政基盤の確立と将来に向けた課題の整理を行う予定になっており、今後の本学の将来計画の確立に役立つことを期待している。

本学の財政状況並びに課題については、学内外の関係者の理解を深めるためにも積極的な情報発信が必要である。教学法人が一体となって課題に取り組むためにも情報の共有化を進め、本学の現状・課題に対する理解を深めていくことが重要である。

予算編成においては、今後の老朽校舎等の計画的な建替え、教育研究環境の質の保証ともいえる学生生徒等納付金収入に対する教育研究関連経費の割合35%以上達成に取り組んでほしい。また、政策的経費要求書については、当該部署が前年の事業の効果を分析・検証した結果を記載した成果報告書の提出を求めているが、後はそれに加え、自己点検・評価全学委員会等の他機関の分析・評価結果も参考にするなど、さまざまな角度から予算の実効性を横断的に検討・評価するシステムを構築されたい。

第10章 内部質保証

<特色>

本学の内部質保証システムは、各学部・研究科のみならず、附属機関等や法人部門にも自己点検・評価委員会を置き、毎年度、全学的に評価を行っている。さらに、評価結果を『年度計画』に反映させるシステムが構築されており、年度計画書の目次項目は、点検・評価報告書の10項目と整合させており、計画に基づく評価、評価に基づく計画策定を可能とし、PDCAサイクルを確立している。

また自己点検・評価について、全学委員会委員による評価（コメント）が行われ、さらに学長室によって評価結果を分析し「学長の改善方針」が策定され、さらに評価委員会による評価が行われるという「重層的な評価システム」となっている。

評価結果を次年度計画のどの点に反映したのかという点については、「自己点検・評価ニューズレター」によって大学構成員に周知し、「PDCAサイクルの可視化」を図り、「評価結果を次年度の改善・改革につなげる仕組み」を具体的に説明し、本学の改善姿勢を分かりやすく解説している。また、ホームページでは、長期（10年間）の決算情報を掲載しており、過年度推移が把握できるように配慮している。

この他、内部質保証システムを機能させる仕組みとして、「改善アクションプラン（3カ年計画）」を制度化し、浮き彫りになった諸課題について各部署が自ら改善目標・改善手段を立案するシステムを構築した。

<課 題>

本学の内部質保証システムの今後の課題は、第一に、これまでの特定の役職者や担当者による組織レベルでの内部質保証に加え、より多くの役員・教職員が関わり、情報を共有し、本学の改革・改善に向けた議論を深め、個人個人が日常的に自らの業務を見つめ、検証し、大学教育の質に関する共通認識をもつことが必要である。

第二は、これまで以上にあらゆる活動についての情報収集及びデータベース化並びに情報分析が求められる。改善・改革の具体的な目標を設定するためには、自身の諸活動がどのような実績と成果を上げているかを的確に知ることが重要である。とりわけ、本学と類似した規模の他大学のデータを収集するは有益であり、他大学と比較することで、本学の短所が浮き彫り、本学の現状を正確に把握することに寄与することとなる。

第三は、高等教育機関である本学に、4年間の学生の学習成果を検証する仕組みが十分に確立していないことである。現在行われている授業評価だけでなく、学生が大学生活を通じ、どのような能力・技術を身に着けたのか、さらに、大学が提供した教育プログラムや施設・設備が、学生の諸能力の育成にどのように役に立ったのかを学生自身に評価させることも、大学教育の質を評価する上で重要である。また、「企業からの卒業生評価に関する情報」も新たに必要な情報として注目されており、これらの情報を含めた実質的な調査・分析を行うための体制を整備してほしい。

<コメント>

自己点検・評価は、その評価結果を大学の将来の改善・改革に繋げなければ意味をなさない。そのために本学に必要なことは、予算編成や事業計画を最終的に意思決定する理事会・評議員会と、自己点検・評価全学委員会とのさらなる協働・連携である。自己点検・評価の結果を積極的に次年度の事業計画に反映し、予算編成に取り入れていく体制を作り、PDCA サイクルをさらに強化することが必要である。

また、本学の教育・研究活動や経営に関し、外部の専門家等による客観的な意見を取り入れる仕組みを構築することは有益である。そのため、評価委員会の学外有識者の人数を増員するか、又は学外者が遠慮なく意見を言えるよう学外専門家だけによる評価を取り入れる仕組みを構築する等、学内質保証体制の見直しも検討してほしい。

第 10 章 内部質保証

<特 色>

本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進するため、「明治大学の内部質保証の方針」を定め、方針、組織体制、関係校規を明示している。内部質保証の方針について、（１）部門別の点検・評価と全学的な点検・評価の実施、（２）中期目標・計画に基づく計画的な改善活動の実施（『改善アクションプラン（3カ年計画）』の実施）、（３）計画と評価を連動させた内部質保証（点検・評価（Check）結果に基づく『学長方針』及び『教育・研究に関する年度計画書』（Plan）の策定）、（４）第三者評価による内部質保証の実質化、（５）教育研究情報の適切な把握と特色や傾向の分析・公表（IR 基盤の整備による大学現況の把握、分析、改善、公表の促進）、（６）内部質保証シ

システムの検証（方針の達成状況の検証と検証結果の公表）、（7）PDCA サイクルの理解と深化（ニューズレターの発行や研修等）の7点を掲げている。

内部質保証については、学長方針においても「大学改革に効果的な方策とする」ことが明記され、「自己点検・評価」と「年度計画・予算システム」との連動を図り、実質的な改善・改革を進めることを方針としており、そのための仕組みづくりを行っている。

PDCA サイクルの手続きについては、自己点検・評価は「明治大学自己点検・評価規程」に、年度計画は「学校法人明治大学予算管理要綱」に規定されている。自己点検・評価の責任主体は学長が委員長となる「自己点検・評価全学委員会」であり、計画策定の責任主体は学長スタッフによって構成される「学長室」である。これら制度は、複雑であるため、自己点検・評価の広報誌であるニューズレター「じこてん」などでわかりやすく周知させている。

<課 題>

教育・研究の評価は、公の機関たる大学にとって重要な課題であるが、現在の取組みが真に、教育や研究の改善につながっているのか不明である。特に、現在の諸施策が教育や研究の質の改善につながっているのか、データに基づく検証がなされているとはいえない。端的に言って、現在の評価の仕組みは報告書をつくることが目的になっており、ペーパーワークを増やしているだけである。

その理由は、①目標や指標が多すぎる、②達成したのか否かを検証できる指標がない、③大学経営のトップの責任が明確にされておらず、また人的な評価もない、である。

残念ながら、現在の評価は、労多くして、成果を出しているとは言えない。

<コメント>

現在の教育・研究の評価システムを徹底的に検証し、何が問題なのかを分析する必要がある。評価は、そもそも、大学のミッションを全学で議論し、明確に定義することから出発すべきである。教員・職員が目指すべき方向やミッションを共有し、それに努力していることを客観的に検証する必要がある。

以 上